

わたくしたちは、利根川と手賀沼にかこまれ自然と歴史にはぐくまれた我孫子の市民です。  
わたくしたちは、田園教育文化都市をめざす市民としての誇りをもち、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。  
水と緑と土のにおいがいっぱいの 住みよいあびこにします  
心と体をきたえ 生き生きと働き 伸びゆくあびこにします  
老人を大切にし 子どもの夢を育て 幸せなあびこにします  
ふるさとを愛し 文化を高め 豊かなあびこにします  
みんなて話しあい きまりを守り 明るいあびこにします

## 4月9日(日)は県議会議員選挙の投票日です

投票時間：午前7時から午後6時まで

### 投票する人される人みんなが未来の責任者

任期満了にともなう県議会議員一般選挙は、3月31日(金)に告示され、4月9日(日)が投票日となります。市民の方の貴重な一票で、県政を託す大切な人を選びましょう。投票日当日は、皆さん投票所整理券を忘れずに持参してください。なお、我孫子市選挙区の定員は2名です。  
選挙管理委員会事務局 ☎(85)111111



#### 投票できる方

次の要件を備え、「我孫子市選挙人名簿」に登録されている方で、  
(1)昭和50年4月10日以前に生まれた方  
(2)平成6年12月30日までに本市に転入届をした方で、引き続き選挙期日まで居住している方  
(3)公職選挙法に規定する選挙

#### 転入した方

平成6年12月31日以降に、本市に県内から転入した方は、前住所地の市町村の選挙人名簿に記載(表示中)とい、転出したが抹消すべき期日が来ない方)されていれば、我孫子市長の発行する住所証明書(無料)で市民課窓口で発行します)を持参することにより前住所地で投票ができます。※県内の住所移動は1回限り

#### 転出した方

本市から県内の他市町村へ、平成6年12月31日以降に転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない方は、転出した住所地の市町村長が発行する住所証明書を受け、本市で投票できます。

#### 候補者氏名はハッキリと

あなたの大切な一票がちよつとした不注意で無効投票となる場合が少なくありません。投票日には、投票所内の記帳台に立候補者の氏名が掲示されています。よく確かめて、投票用紙の所定欄に「ハッキリ」と候補者の氏名を書いてください。なお、投票用紙に

#### 投票所整理券

投票所整理券は、投票所での投票事務をスムーズに行うため発行しているものです。万一紛失したり、転居等でお手元に届かなかつた場合は、選挙人名簿に登録されてい

#### 市民体育館は全面休館します

4月9日(日)、開票会場となる市民体育館は、終日全面休館(野球場、テニスコート含む)します。

## 名誉市民 加瀬完氏 逝去

我孫子市名誉市民、加瀬完氏(85歳)は、かねてから病氣療養中でありましたが、2月28日、東京慈恵会医科大学附属柏病院において逝去されました。ついで、ご冥福をお祈りいたします。なお、加瀬氏を追悼する市葬は、3月27日(月)午後1時から市民会館で行われます。



名誉市民の称号を受けた加瀬完氏

### ふるさと我孫子市の発展に多大な尽力

加瀬完氏は、明治43年1月1日、現在の八日市場市に生まれ、昭和5年、千葉師範学校を卒業後、小学校の教員となり、同13年、28歳の若さで我孫子第二小学校の校長に就任。以後、我孫子第一小学校、我孫子第一中学校長を歴任。同22年からは、千葉県議会議員となり、2期務めた後、同28年には、参議院議員選挙に初当選し、連続5期30年間、国政に携わりました。この間、参議院社会労働委

### 市葬は3月27日(月)市民会館で行われます

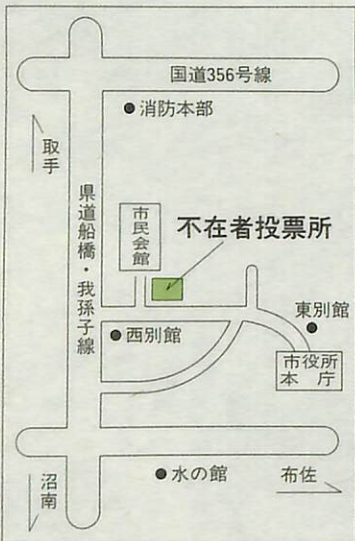
我孫子市名誉市民、加瀬完氏の逝去にともなう市葬は、3月27日(月)、午後1時から市民会館で行われます。生前の加瀬氏を偲び、偉大な功績をたたえ、市民の皆様

加瀬氏は、国政にあつても地域に奉仕することが政治家の最低条件であるという信念のもと本市の発展に尽力され、特に、教育行政には情熱をそそぎ、誠実な人柄は多くの方から尊敬されてい

### 3月31日から 当日都合が悪い方は早めに不在者投票を済ませましょう

投票日当日に、自分の投票区の区域外で仕事に従事する方、病人の看病、やむを得ない用事等で市外に旅行中の方、病氣や出産などで病院に入院する方等に限り投票用紙の請求兼宣誓書(不在者投票所)で自筆記入を要す)を提出し、不在者投票をすることができます。ただし、不在者投票所には立候補者名が表示されていませんのでご注意ください。▼期間 3月31日(金)から4月8日(土)まで

#### 不在者投票所

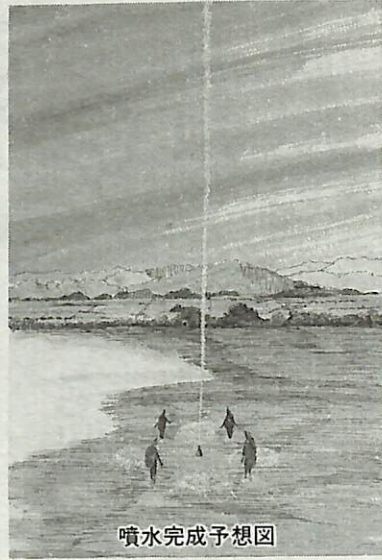


### 我孫子市 坂巻忠雄氏逝去



坂巻氏は、平成3年我孫子市議会議員に初当選。この間、都市建設常任委員会委員長、環境経済常任委員会委員、都市計画審議会委員などを歴任し、円滑な議会運営と本市の発展に貢献されました。ついで、ご冥福をお祈りいたします。

# 手賀沼にきれいな水を 取り戻しましょう



噴水完成予想図

手賀沼は、私たちの心のふるさとです。手賀沼の水をきれいにし、かつての豊かな自然環境を取り戻すため、県では「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」に基づき、ヘドロのしゅんせつや河川水の浄化施設設置など、さまざまな施策を展開しています。

また、浄化対策の一層の推進を図るため、手賀沼流域の総合的な浄化対策の検討を行い、その中で、アオコ発生の原因のひとつであるリンの除去施設の検討も行っています。

これからの施策を強力に推進することとともに、地域の皆さん自らが水を汚さないための努力を積み重ねることが何にも増して大切なことです。

そこで、浄化対策促進の一環として、市民一人ひとりの意識を高めてもらえるよう、浄化推進のシンボルとして噴水を設置することとしました。噴水の位置や形状の選定にあたっては、地元の関係者や学識経験者から成る検討委員会を設置し、我孫子市議会のご意見をふまえ、自然景観との調和や水質、水鳥や魚など

去施設の検討も行っています。河川や沼の水の浄化には、多方面にわたる調査・検討を重ねてきました。

この結果、噴水は手賀沼親水広場の約60ヶ所に設置し、手賀沼を象徴する白鳥や蓮、稲穂、漁網を模した装飾噴水を組み合わせ、手賀沼らしさを演出することとしています。

今後とも、市民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、手賀沼にきれいな水を取り戻すよう努力していきます。

の生態にも十分配慮することにも、漁業との調整等各種、多方面にわたる調査・検討を重ねてきました。

この結果、噴水は手賀沼親水広場の約60ヶ所に設置し、手賀沼を象徴する白鳥や蓮、稲穂、漁網を模した装飾噴水を組み合わせ、手賀沼らしさを演出することとしています。

今後とも、市民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、手賀沼にきれいな水を取り戻すよう努力していきます。

## 銃のない安全な社会へ けん銃の不法所持はやめましょう

銃のない安全な社会をつくるため、平成5年7月に銃刀法が改正され、けん銃を不法に所持していた場合の罰則が強化されました。一方、自ら進んで警察にけん銃を届け出た場合は、刑が軽減、または免除されることになっていました。

昨年、千葉県警では62丁のけん銃を摘発しましたが、この中には戦時中の物も含まれていました。

おじいちゃんの遺品の中からけん銃を見つけ困っている、暴力団から抜けるのでけん銃を処分したいなどのような場合には、警察にご相談ください。

けん銃を届け出すに所持している、誰かが持ち出し、誤って人を傷つけたり、犯罪に使われて尊い命を奪うことのないよう、今すぐ、警察に申し出ましょう。

▼問い合わせ 我孫子警察署生活安全課 ☎(82) 0111 0内線2664

## 青少年相談機関をご存知ですか 一人で悩まずにご相談を

市や県では、青少年の健全育成を図るため、問題に直面している青少年や保護者、関係者などの相談に応じる機関を設けています。

いじめや親子関係、登校拒否、不良交友、職業の問題などの悩みをお持ちの方からの相談に、カウンセラーや専門家が電話でお答えしていますので、一人で悩みを抱え込まずにお気軽にご相談ください。

なお、ご相談の内容により対応する機関・連絡先が異なりますので、確認のうえ左表の相談機関にご相談ください。

相談機関	相談内容	電話番号
我孫子市少年センター	非行、交友関係、家庭生活など	(84)1900
我孫子市家庭児童相談室	家庭生活など	(85)1111内線352
県警本部少年課	非行、交友関係、家庭生活など	043(225)7867
ヤングテレホンセンター	学校生活、交友関係など	(24)4148
東葛飾地方教育センター	家庭生活、子育ての悩みなど	043(275)8563
すこやか家庭教育電話相談	家庭生活、子育ての悩みなど	043(227)1166
県特殊教育センター	身体・知的障害など	(31)7175
柏児童相談所	養護、養育、家庭生活など	0473(61)2114
東葛飾支庁家庭児童相談室	家庭生活など	043(263)3893
精神保健センター	精神障害など	043(268)7830
このころの電話相談	就職など	0473(48)6100
松戸公共職業安定所	非行、家庭生活など	0473(68)5141
松戸家庭裁判所	非行など	043(253)7741
千葉少年鑑別所		

## お気軽にご相談ください 人権相談・行政相談

人権問題についての相談に応じています。

役所や交通機関、NTTなどの仕事について、説明に納得できない、処理がまちがっているなどの苦情がある場合、行政相談委員(下表参照)にご相談ください。

行政相談委員は、行政機関などへの苦情や要望をお聞きし、その解決を図ります。

市では毎月1回、人権・行政相談日を設けています。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、人権擁護委員・行政相談委員は、自宅での相談もお受けしています。

市民プラザでは、5月から開講するパソコン教室第2期講座の受講生を募集します。

第2期講座は、現在の初心者対象日本語ワープロ講座に加え、文字入力のできる方を対象に表やグラフを用いた文書作成を学習する講座も開設。授業は8人までの少人数制で、講座時間以外は無料でパソコンを開放しますので、身に付くまで学習できます。

▼問い合わせ 市民プラザ ☎(83) 2111 (午前10時以降)

### 人権相談

いじめや体罰、女性差別などの人権問題で困っている方はいませんか。

市内には、法務大臣の委嘱を受けた5名の人権擁護委員(下表参照)がいて、

▼人権擁護委員

氏名	住所	電話番号
田中 量純	青山162	(83)2558
石井 靖男	布佐2224	(89)2351
別府 孝子	船戸2-9-32	(84)2320
表 てる子	白山3-5-27	(85)0396
鬼澤 三郎	我孫子563-10	(82)2061

▼行政相談委員

氏名	住所	電話番号
井上道英	柴崎170	(82)4735
齊藤栄子	泉13-21	(84)8745

### 市民プラザパソコン教室

## PCカレッジ受講者募集

市民プラザでは、5月から開講するパソコン教室第2期講座の受講生を募集します。

第2期講座は、現在の初心者対象日本語ワープロ講座に加え、文字入力のできる方を対象に表やグラフを用いた文書作成を学習する講座も開設。授業は8人までの少人数制で、講座時間以外は無料でパソコンを開放しますので、身に付くまで学習できます。

▼日程 5月1日(月)から

▼内容 ①日本語ワープロ：文字入力の初歩から ②日本語ワープロ：図形やグラフを使った文書作成など ③表計算：データ入力から表の編集、グラフ作成まで

▼使用ソフト ①一太郎ウィンドウズ・ページジョン5 ②同バージョン6 ③エクセル

▼使用機種 NEC PC-9821

▼課程 ①、③：8単元(12時間) ②：4単元(6時間)

▼開講日 ①、③：木・土曜日を除く毎日 ②：土曜日

▼受講方法 自分の都合にあわせて受講日時を予約

▼受講料 ①、③：2万円、②：1万円(いずれも、テキスト代含む)

▼申し込み 市民プラザ休館日(6)面市民カレンダー参照)を除く毎日、午前10時から午後7時までに、直接市民プラザへ

▼問い合わせ 市民プラザ ☎(83) 2111 (午前10時以降)

## 4月から変更になります 法定労働時間

4月1日(土)から、規模が10人未満の製造業など一部の事業場について、1週間の法定労働時間が短縮されます。

▼変更内容 \*製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、清掃・と畜業のうち規模が10人未満の事業場：週法定労働時間が44時間に短縮

\*商業、接客娯楽業のうち、規模が5人未満の事業場：週法定労働時間が46時間に短縮

\*各事業場で定める1週間の所定労働時間は、法定労働時間を超えてはなりません。

◎労働時間短縮にあたっては時短奨励金の活用を

労働基準法に基づく週40時間労働制を実施する計画を持ち、この計画に従って①省力化投資(リース含む) ②労働者の新たな雇用を行い、週所定労働時間を1時間以上短縮する事業主に対して、奨励金を支給する制度があります。

ぜひ、ご活用ください。

▼問い合わせ 柏労働基準監督署 ☎(63) 0245

## 人口動態調査にご協力を

厚生省では、毎年人口動態調査を行っています。

この調査は、出生、婚姻、死亡などの届け出によって行われる今年、特に届出に職業を記入していただくほか、死亡届には従事していた職業分野も併せて記入していただくことになっています。

手続きの際には、窓口を用意してある説明書をご覧になり、調査事項について記入していただくよう、ご協力をお願いします。

▼調査期間 4月1日(土)から平成8年3月31日(日)

▼問い合わせ 市民課戸籍係 ☎(85) 1111

年齢雇用継続給付制度  
4月からスタート  
育児休業給付制度

◎高齢雇用継続給付 60歳から65歳未満の雇用保険被保険者の方で、現在の賃金が60歳時点での賃金の85%未満の場合、支給されます。

◎育児休業給付 雇用保険被保険者の方が、1歳未満の子を養育するための育児休業をする場合、支給されます。

▼申請者 対象者の雇用主 ※受給資格 申請方法等、詳しくは松戸公共職業安定所 ☎0473(48)6100へ

# 情報公開制度が4月からスタート

より開かれた市政のために

市では、情報公開制度を4月1日(土)からスタートします。情報公開制度は、皆さんの求めに応じて市が持っているさまざまな情報を原則として公開するものです。この制度を皆さんに利用していただき、なお一層市政への参加を進め、理解と信頼を深め開かれた市政を目指します。

制度を作るにあたっては、平成3年に市情報公開制度準備委員会を設置し、制度の骨格について検討を始めました。市民代表の方や学識経験者など15名で構成される情報公開制度懇話会で、広い視野と専門的な見地からの提言をいただき、準備委員会で条例案を作成し、平成6年9月に「我孫子市情報公開等条例」として制定されました。

制度の特徴としては、決裁前の文書であっても公開の対象とすること、実施する機関に議会も含まれていることです。

市では、皆さんが利用しやすい制度とするために、情報公開総合窓口(案内図参照)や教育委員会、水道局、消防署にも、情報公開コーナーを設置し、情報公開制度の円滑な運営に努めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

＝文書課情報公開担当＝



## 情報公開の要点

### (1) 情報公開の基本原則

#### ① 公開の原則

市が保有する情報は、公開することを原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめます。

#### ② プライバシーの保護

個人の尊厳を守るために、市民のプライバシーが侵害されないよう、最大限保護します。

#### ③ 市民の利用しやすい窓口を設置

市役所内に実施機関すべてにわたる総合的な窓口を設けるとともに、教育委員会、水道局及び消防本部にも情報公開コーナーを設置し、市民の皆さんが利用しやすい窓口とします。

### (2) 請求できる人

#### ① 市内に住所のある方

#### ② 市内に事務所、事業所を持つ個人及び法人その他の団体

#### ③ 市内の事務所、事業所に勤務する方

#### ④ 市内の学校に在学する方

#### ⑤ 市が行う事務事業に利害関係がある個人及び法人その他の団体(利害関係に係わる情報に限ります。)

### (3) 対象となる情報

平成7年4月1日以後に実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書(図面、写真、磁気ディスク、磁気テープ及びフィルムを含む)で、実施機関が管理しているもの。この場合、決裁前の文書であっても公開請求の対象になります。なお、平成7年3月31日以前に作成し、または取得した情報については、整備の完了したものから対象になります。

### (4) 実施機関

情報公開制度を実施する市の機関は、次のとおりです。

- ① 市長
- ② 水道事業管理者
- ③ 消防長
- ④ 教育委員会
- ⑤ 選挙管理委員会
- ⑥ 監査委員
- ⑦ 農業委員会
- ⑧ 固定資産評価審査委員会
- ⑨ 議会

### (5) 非公開の決定を受けたら

#### ① 救済手続き

請求した情報が公開できない旨の決定を受けた方は、その決定に不服がある場合、決定のあったことを知った日から60日以内に決定を行った実施機関(水道事業管理者、消防長の場合は市長)に対して、不服申立てをすることができます。

#### ② 審査会への諮問

不服申立てがあった場合は、実施機関は、その不服申立てが不適法な場合、または不服申立てを認容する場合を除き、公正、中立な判断を行うため、「我孫子市情報公開審査会」に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定または裁決をすることになります。

#### ③ 審査会のもう一つの役割

情報公開審査会は、不服申立てにかかわる審議のほか、制度運営上の基本的な事項の改善等について、実施機関に意見を述べることができます。

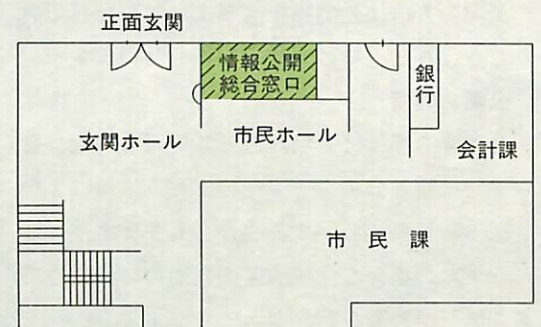
## 情報公開総合窓口・情報公開コーナーのご案内

市役所本庁の情報公開総合窓口では、すべての実施機関の請求の受け付けをはじめ、情報公開制度全般についての相談・案内を行います。

また、教育委員会、水道局、消防本部の情報公開コーナーでは、それぞれの実施機関の請求の受け付け及び相談・案内を行います。

お気軽にご利用下さい。

### 情報公開総合窓口案内図 市役所本庁舎1階



### 情報公開総合窓口・情報公開コーナー利用時間

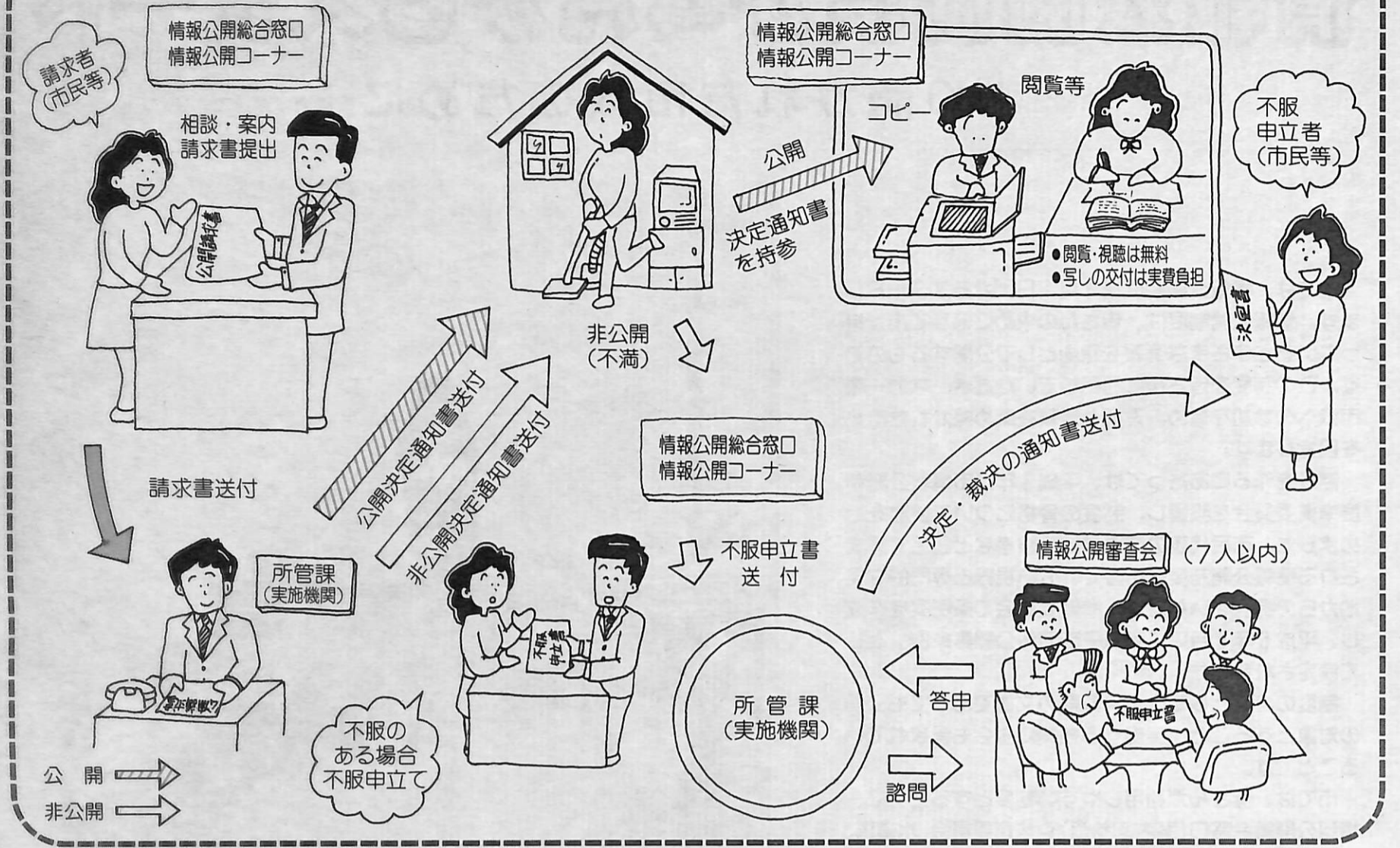
午前8時30分から午後5時

(ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

▶問い合わせ 総務部文書課情報公開担当

☎85-1111 内線268

# 情報公開制度のしくみ



## 〈請求から公開までの手続き〉

### (1) 請求の手続き

公開請求をする方は、情報公開総合窓口または情報公開コーナーに、「情報公開請求書」を提出してください。電話や口頭での請求はできません。

### (2) 公開の決定・方法・費用

#### ① 公開の決定

実施機関は、請求書を受理した日から起算して15日以内に公開するかどうかの決定をします。やむを得ない理由により15日以内に決定することができないときは、60日を限度として決定期間を延長することがあります。この場合は、延長の理由及び決定することができる期日を書面でお知らせします。

#### ② 公開の方法

公開の方法は、情報を閲覧または視聴していただき、写し（コピー）の交付も行います。

#### ③ 公開の場所

公開する場所は、原則として情報公開総合窓口または情報公開コーナーですが、情報によっては、所管課で公開する場合もあります。

いずれの場合も公開決定の通知書に指定してある場所で公開を行うことになります。

#### ④ 費用

情報の閲覧・視聴は無料ですが、写し（コピー）の交付を希望される場合は、1枚につき20円を負担していただきます。また、郵送の場合は、別に郵送料が必要となります。

### (3) 公開することができない情報

情報公開制度では、すべての情報を公開することを基本原則としていますが、内容によっては個人の

プライバシーなどを保護するために公開することができないものもあります。

公開することができない情報には、次のようなものがあります。

#### ① 法令秘情報

法令等で公開することができないと認められる情報。

#### ② 個人に関する情報

個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもの。（ただし、法令等の定めによりだれでも閲覧することができる情報や公開を目的として作成、取得した情報、公開することが公益上必要であると認められる情報については公開します）

#### ③ 法人等の事業活動に関する情報

法人等の情報で、公開することにより、法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの。（ただし、人の生命、身体、健康、財産、生活を保護するために公開することが公益上必要と認められる情報は、公開します）

#### ④ 犯罪予防等の情報

公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報。

#### ⑤ 行政協力関係の情報

公開することにより、国や他の地方公共団体等との協力関係または信頼関係が損われると認められる情報。

#### ⑥ 合議制機関等の情報

公開することにより、合議制機関等の公正ま

たは円滑な議事運営が著しく損われると認められるため、議事運営に関する規程または議決により公開しない旨を定めている情報。

#### ⑦ 意思形成過程の情報

審議、検討、調査研究等の意思形成過程の情報で、公開することにより公正または適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの。

#### ⑧ 事務事業執行の情報

検査、監査、取締り、入札などの事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業実施の目的が損われたり、事務事業の公正または円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの。

なお、情報の一部に公開することができない情報が含まれている場合でも、その部分を除いて公開することがあります。また、一定の期間が過ぎれば公開することができる場合は、その期間の経過後に公開します。

### (4) 自己情報の開示と訂正請求

自己情報の開示請求及び開示された情報に誤りがあれば訂正請求する権利を保障し、プライバシーのより適切な保護を図ります。

請求、開示の方法等については、情報の公開の手続き等を準用して行います。

なお、自己情報の開示請求をする場合は、運転免許証等本人であることを証明する書類が必要となります。

### (5) 実施状況の公表

毎年1回、情報公開の実施状況を「広報あびこ」で市民の皆さんにお知らせします。





こばやし さとる  
小林 悟くん  
(天王台・1歳4か月)

おりとかな  
折戸 夏菜ちゃん  
(寿・1歳6か月)



すこやかちゃん

### もよおし

#### 身体障害者福祉センター講演会

▶日時 3月23日(木)午前10時から11時30分  
▶場所 身体障害者福祉センター  
▶テーマ コミュニケーションをはぐくむ  
▶講師 蛙上恭彦氏(埼玉県リハビリテーションセンター言語療法士)  
▶対象 子どもたちの発達に心配をお持ちのご家族  
▶参加費 無料  
▶問い合わせ 身体障害者福祉センター ☎(88)0141  
※当日は、湖北駅北口から無料送迎バス有り(午前9時50分発)

#### 初心者向け古文書解読入門講座(前期)

▶日時 4月7日(金)から5月12日(金)までの毎週金曜日午後1時30分から3時(ただし、5月5日を除く)  
▶場所 中央公民館  
▶講師 西銘与四衛氏  
▶定員 30名(先着順)  
▶参加費 無料  
▶申し込み・問い合わせ 電話で教育委員会市史編さん室 ☎(85)1151

#### 外国人のための日本語教室

◎土曜日コース(全36回)  
▶日時 5月13日午後2時から毎週土曜日  
▶場所 中央公民館  
◎火曜日コース(全36回)  
▶日時 5月16日午前10時30分から毎週火曜日  
▶場所 市民プラザ  
※いずれのコースも場所が確保された場合に限る  
◆費用 いずれも無料(ただし、テキスト代は実費)  
◆申し込み・問い合わせ 電話で4月28日(金)までにAIRA(我孫子市国際交流協会事務局) ☎(83)1231

#### 青少年のための科学の祭典・千葉

▶日時 4月3日(月)、4日(火)午前9時から午後4時  
▶場所 東京理科大学基礎工学部10号館(野田市)  
▶内容 \*体験によるもの…火打ち石で火を起こそう \*科学の歴史上の発見や発明の追体験…錬金術、ガラス作り \*遊びの中の科学…スライム、ドライアイス鉄砲  
▶対象 小・中・高等学校の生徒及びその父母、教師、一般の方  
▶参加費 無料  
▶問い合わせ 県立布佐高等学校内、川上 ☎(89)4051

#### 救急講習会

消防署では、身近に発生するケガや病気に素早く対応し、傷病者の救命率向上を図るため、4月から救急講習会を実施します。  
この機会に、皆さんも応急手当ての知識と技術を学んでみませんか。  
▶受付 4月1日(土)から(講習会は10名単位とします)  
▶場所 最寄りの消防署  
▶対象 市内在住の方  
▶受講料 無料  
▶申し込み・問い合わせ 電話で消防本部警防課 ☎(84)0119  
※講習会終了後、技能適正と認められた方には修了証を交付します

種別	内容	解説
普通救命講習(3時間)	心肺蘇生法(1人法) 大出血時止血法	救急車が現場到着するまでの間に、応急処置が正しく行なえます
上級救命講習(8時間)	心肺蘇生法(1人・2人法) 大出血時止血法 傷病者管理法	救急車が現場到着するまでの間に、応急処置が正しく行なえます

#### 我孫子市吟詠連盟詩吟教室

◎中央公民館  
▶練習日 4月から毎月第1・3土曜日午前9時から11時  
◎天王台青年館  
▶練習日 4月から毎月第1・3日曜日午前9時から11時  
◎小暮庵(我孫子中学校裏)  
▶練習日 4月から毎月第1・3木曜日午後2時から4時  
◆会費 月額2000円  
◆申し込み・問い合わせ ハガキに住所、氏名、電話番号、希望教室名、曜日を明記し、3月31日(金)までに緑1の6の43津川国神 ☎(82)3032

#### 陶炎チャリティー陶芸展

▶日時 4月6日(木)から9日(日)午前10時から午後5時(ただし、6日は午後1時から)  
▶場所 市民会館第2・3会議室  
▶問い合わせ 高間 ☎(84)5417  
※期間中、作品を展示即売し、その収益金等は、社会福祉事業基金に寄付します。

#### あひこエコース演奏会

▶日時 4月1日(土)、開演…午後2時  
▶場所 カザルスホール(JR中央線お茶の水駅下車)  
▶指揮 清水敬一氏  
▶入場料 1000円(全席自由)  
▶問い合わせ 遠藤 ☎(84)8267

#### 我孫子の文化を守る会「史跡・文学散歩」

▶日時 3月26日(日)午前9時新木駅集合、正午解散(小雨決行)  
▶見学先 新田名宅(井上家)、千間堤、将門の井戸・将門神社、日秀西遺跡、観音寺など  
▶参加費 200円(資料代含む)  
▶申し込み・問い合わせ 電話で3月22日(水)までに越岡 ☎(84)2047(夜間に限る)

#### 我孫子の巨木探検

▶日時 3月21日(祝)午前10時我孫子駅南口集合(雨天決行)  
▶参加費 300円  
▶持参 弁当、水筒、その他各自必要とする物  
▶問い合わせ 田宮 ☎(84)6734

#### 第2回世界のありがとう展

ありがとうでつづる童謡のふるさとを眺めてみませんか。  
▶日時 3月23日(木)から4月3日(月)午前10時から午後6時(ただし、入場は午後5時30分まで)  
▶場所 柏高島屋B2イベントホール  
▶入場料 一般、大学・高校・中学生400円、小学生・幼稚園児300円(幼稚園児未満は無料)  
▶問い合わせ 柏高島屋企画宣伝部 ☎(47)6330

#### ほしゅう

#### 和楽園ボランティア参加者

▶内容 ①特別養護老人ホームで高齢者の生活介助、買い物、外出などの手伝い ②デイ・サービスセンターで高齢者の介助、リハビリ、趣味・講座などの手伝い(①・②とも事前に講座を受けていただきます)  
▶説明会 4月13日(木)午前10時から正午  
▶場所 特別養護老人ホーム「和楽園」  
▶送迎 説明会当日に、湖北駅北口から無料送迎バスを運行(午前9時45分発)しますので、ご利用ください。  
▶申し込み・問い合わせ 電話で社会福祉協議会 ☎(84)1539

#### 我孫子少年少女空手道4月生

▶練習日 毎週木曜日午後5時30分から7時30分  
▶場所 NEC我孫子事業場内の武道場  
▶対象 4月に新しく幼稚園年長になる幼児から新小学2年生までの児童(市内在住者に限る)  
▶定員 15名(先着順)  
▶費用 月額1000円  
▶申し込み・問い合わせ 電話で3月24日(金)までに、NEC我孫子事業場総務課秋廣・桜井 ☎(85)7021(電話は午後5時まで)

#### 湖北ヨガ会員

▶練習日 毎週火曜日午後1時30分から3時  
▶場所 湖北地区公民館(ただし、場所が確保された場合に限る)  
▶内容 初心者向けヨガ  
▶会費 月額2000円(入会金2000円)  
▶問い合わせ 渡辺 ☎(82)8404

#### 久遠苑介護教室生

▶日程 4月から毎月第3土曜日の午後  
▶場所 特別養護老人ホーム「久遠苑」  
▶内容 お年寄りの介護  
▶参加費 1年間無料  
▶申し込み・問い合わせ 電話で「久遠苑」井上 ☎(87)3141

#### 健康体操会員

▶練習日 毎週木曜日午前10時から11時30分  
▶場所 市民会館(ただし、場所が確保された場合に限る)  
▶内容 自衛術、真向法、その他  
▶会費 月額2000円(年会費3000円)  
▶問い合わせ 菊川 ☎(82)3698、立石 ☎(84)0727

#### 3B体操会員

▶練習日 毎週月曜日午前10時から正午  
▶場所 新木近隣センター(ただし、場所が確保された場合に限る)  
▶会費 月額2500円(入会金1000円)  
▶問い合わせ 物部 ☎(87)2673

#### サービスモニター

▶対象 20歳以上の女性  
▶任期 1年間(4月から平成8年3月まで)  
▶申し込み・問い合わせ ハガキに郵便番号、住所、氏名、生年月日、職業、他のモニター経験の有無、応募の動機を明記し、3月24日(金)までに〒277 柏市新柏1の13の2東京電力(株)柏営業所営業課地域サービス ☎(62)1301

#### 湖北小郷土資料室は臨時休館します

▶期間 3月18日(土)から4月2日(日)まで  
▶問い合わせ 教育委員会社会教育課文化係 ☎(85)1151

#### お知らせ

#### 銃砲・刀剣の一斉検査

▶日時 4月2日(日)午前9時30分から午後2時  
▶場所 我孫子警察署  
▶持参 \*銃砲(猟銃、空気銃) \*刀剣等 \*所持許可証 \*使用実績報告書(銃砲に限る)  
※詳しくは我孫子警察署生活安全課 ☎(82)0110

#### 4月から中・小学級講座を開設

中央公民館では、4月からさまざまな講座や学級を開設します。講座等の詳細については、4月1日号の広報でお知らせします。  
▶問い合わせ 中央公民館 ☎(82)0515

#### 明るい話題

♥社会福祉事業基金にと鳴島光香様(本町)から書作展でのお祝い金の一部5万円、山本すゑ様(天王台)から3万円の寄付がありました。  
♥日本電気通信システム(株)社員会様からあらき園と身体障害者福祉センターにとアンプ・スピーカー一式、テント1張りの寄贈がありました。

#### 日曜当番医・1週間の行事

テレホンサービス ☎(85)1313

日	行事
16 木	法律相談=市民相談室9:30~15:30(予約制) 健康相談=つつじ荘13:30~14:30 市民プラザ休館
17 金	税務相談=市民相談室10:00~15:00(予約制) 酒害相談=保健センター13:30~15:00
18 土	市役所閉庁(一部の施設は除く) 少年の日
19 日	日曜当番医=テレホンサービス 休日救急歯科診療日=休日救急歯科診療所(市民会館内)9:00~11:30 結婚相談=寿市民センター10:00~14:00 家庭の日 消費生活相談=市民相談室10:00~15:00 心配ごと相談=寿市民センター9:00~15:00 市民図書館休館 鳥の博物館休館 つつじ荘休館 西部福祉センター休館
20 月	休日当番医=テレホンサービス 休日救急歯科診療日=休日救急歯科診療所(市民会館内)9:00~11:30 市民図書館・つつじ荘・西部福祉センター休館
21 火	消費生活相談=市民相談室10:00~15:00 アルコール家族教室=天王台青年館13:30~15:30 鳥の博物館休館
22 水	
23 木	
24 金	登記相談=市民相談室10:00~12:00 人権・行政相談=市民相談室10:00~15:00
25 土	市役所閉庁(一部の施設は除く)
26 日	日曜当番医=テレホンサービス 休日救急歯科診療日=休日救急歯科診療所(市民会館内)9:00~11:30 心配ごと相談=布佐市民センター本館9:00~15:00 水道料金納入期限=券金口座振替日 市民図書館休館 市民体育館休館 鳥の博物館・つつじ荘・西部福祉センター休館
27 月	
28 火	法律相談=市民相談室9:30~15:30(予約制) つつじ荘休館 西部福祉センター休館
29 水	消費生活相談=市民相談室10:00~15:00
30 木	
31 金	国民年金保険料納期限=口座振替日

3月 市役所閉庁